「家庭に光を　少年に愛を」

～憲法週間に寄せて～

東京家庭裁判所立川支部長（判事）　太　田　晃　詳

日本国憲法は，昭和２２年５月３日に施行されており，今年は，憲法施行から７０年目を迎える節目の年です。憲法の施行に伴い，我が国の司法制度は，憲法の理念に沿って新しく出発しましたが，家庭裁判所は，家庭の平和と少年の健全育成を図ることを目的に，家庭に関する事件を総合的かつ専門的に取り扱う裁判所として，昭和２４年１月１日に設置されました。家庭裁判所が設置される前は，家事事件と少年事件は別の機関で取り扱われていましたが，家事事件も少年事件も同じ家庭に関する事件であり，これを一つの裁判所で取り扱うこととされたものです。そして，家庭に関する事件の適切な解決には，法的な判断に加えて，心理学，社会学，教育学，社会福祉学等の人間関係諸科学の成果も取り入れて判断を行うことが必要なことも少なくありません。そのため，家庭裁判所には，人間関係諸科学の専門家である家庭裁判所調査官が置かれ，事件の調査や人間関係の調整を担当することとなりました。

このように，戦後新しい組織として発足した家庭裁判所ですが，平成の時代に入り，社会経済状況の変化に伴い，大きな変化を遂げているところです。

例えば，家事事件に関しては，高齢化社会の到来に伴い，成年後見に関する事件が大幅に増加してきており，平成１５年には，東京家庭裁判所に，未成年後見を含む後見関係事件について，申立ての受付から審判，後見監督の終了までを集中的に取り扱う後見センターが開設されました。平成１６年４月１日には，人事訴訟法が施行され，それまで地方裁判所で行っていた離婚の訴訟手続を家庭裁判所で行うこととなり，家庭に関する事件を総合的に解決する場としての家庭裁判所の役割が一層明確となりました。また，国際化の流れは家庭事件にも及んでおり，平成２６年には，国境を超えた子どもの不法な連れ去りをめぐる紛争に対応するハーグ条約が実施され，家庭裁判所が国際的な子どもの返還に関する事件を担当することになりました。

少年事件に関しては，平成１２年以降，５回にわたり重要な少年法改正があり，成人事件の弁護人に相当する付添人制度の充実，審判への検

察官の関与，少年非行事件の被害者が一定の場合に審判を傍聴することができる制度などの規定の整備が図られてきました。

表題に掲げた「家庭に光を　少年に愛を」は，戦後の混乱期に憲法の理念を実現すべく発足した家庭裁判所の精神を端的に表現するものとして発足当時に唱えられた標語です。現在の標語は，現代の感覚に合わせて「家庭に平和を　少年に希望を」に変わってきていますが，その意味するところは当初の標語と変わるものではなく，発足当時の理念を現在も変わらず受け継いでいきたいと思っています。

東京家庭裁判所立川支部では，憲法週間の記念行事として，５月１日から８日の予定で，庁舎１階エントランスホールで，成年後見制度についての取組をお知らせするパネル展示を行うほか，家庭裁判所のあらましを分かりやすく説明するパンフレットなどを配布するコーナーを設置いたします。憲法週間の機会に，家庭裁判所を身近に感じていただければ幸いです。